

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 3 号

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する
条例

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成 2 8 年亀山市条
例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）及び附則第 5 項（見出しを含む。）
中「平成 3 3 年 2 月 5 日」を「令和 3 年 2 月 5 日」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月及び同年 1 2 月に支給する期末手当の支給に関す
る特例措置）

6 令和 2 年 6 月及び同年 1 2 月に支給する管理者の期末手当の支
給における第 4 条の規定の適用については、亀山市長及び副市長
の給与に関する条例附則第 1 3 項中「市長にあつては 2 0 万円を、
副市長にあつては 1 5 万円」とあるのは、「1 0 万円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。